

知 立 市 農 業 委 員 会 総 会 議 事 録

公示年月日	令和5年3月10日
招集年月日	令和5年3月24日
招集場所	知立市役所3階 第2・第3会議室
参集時間	午後1時58分、委員16名、市民部長及び事務局3名が参集した。
出席委員	農業委員：1 杉原敬浩 2 高村昭広 3 林勝則 4 毛受浩 5 高木芳夫 6 永田治男 8 石原國彦 9 鈴木和幸 11 池田とみゑ 13 岡田均 14 成瀬廣美 推進委員： 15 平澤信幸 16 中野明夫 17 岡田教孝 18 石川勝幸 計15名
事務局	事務局長＝篠原源晴、事務局職員＝奥村由美子、脇坂真也
オブザーバー	小栗朋広（市民部長）
欠席委員	7 杉浦 直美、10 藤井 公人、12 竹本 有基
開会時間	午後2時02分 開会宣言 総会規則第7条の規定により定足数に達しておりますので総会を開催します。（会長）
日程第一	午後2時03分 議事録署名委員の指名 14 成瀬廣美 1 杉原敬浩 を指名します（会長）
日程第二	議案の審議
議案第1号 1番	農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について 【議案第1号1番について議案書をもとに説明】 会 長：昨年の12月に審議した件になりますが、地元の農業委員さん何かございますか。 委員18：排水の方も問題ありませんので、特にございません。 会 長：他に意見はございませんか。 委 員：（意見なし） 会 長：この案件につきましては申請通り問題なしといたします。 (午後2時08分)
2番	【議案第1号2番について議案書をもとに説明】 会 長：地元の農業委員さん何かございますか。 委員17：特に問題はないと思います。この場所は既存宅地ということなのですが、以前からこちらに家が建っていたという記憶はありません。法面については南側及び西側はコンクリートになっております。以前から草が繁茂しており、耕作放棄の土地となっており、事務局からの指摘により既存宅地の場所だと判明しました。周辺には住宅もありますので、特に問題ないと判断いたします。 会 長：他にご意見等ございますか。

	<p>委員：(意見なし)          会長：ではこの案件につきましては意見なしといたします。</p> <p style="text-align: right;">(午後 2 時 1 3 分)</p>
議案第 2 号 1 番	<p>生産緑地買取申出に係る農地の斡旋協力について  <b>【議案第 2 号 1 番について議案書をもとに説明】</b>          会長：該当農地につきまして期限までに地元の農業委員さん、斡旋協力についてよろしくお願ひいたします。          委員 2：軽トラック 1 台通れるか通れないかの道に隣接した法が高いところはどのような建築になるのですか。          委員 3：やろうと思えば一軒道なので自分の土地を削り、2.5メートルの道路にすれば開発は可能になると思います。          会長：このままでは使えないですね。          委員 3：この南側は土地改良でそこそこの道路がついているので、南側への道路に接続させるというのもひとつの手だと思います。          会長：特定生産緑地に指定された方の率が非常に多いのですが、この案件のように特定生産緑地にしない方も出てくると思われます。</p> <p style="text-align: right;">(午後 2 時 1 8 分)</p>
議案第 3 号 1 番	<p>農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について(利用権設定)  <b>【議案第 3 号 1 番について議案書をもとに説明】再設定</b>          会長：杉原委員はご存じですか。          委員 1：これまでもされている方なので問題ないと思います。石川委員何かありますか。          委員 18：いままでもされてみえますし再設定ですので、問題ないと思います。          会長：それでは 1 番の案件につきましては承認とさせていただきます。</p> <p style="text-align: right;">(午後 2 時 2 1 分)</p>
2 番	<p><b>【議案第 3 号 2 番について議案書をもとに説明】再設定</b>          会長：これも高村委員のところですが、問題ありませんか。          委員：(意見なし)          会長：それではこちら承認といたします。</p>
1 番	<p><b>【議案第 3 号 1 番について議案書をもとに説明】新規</b>          会長：この利用権の設定を受ける方ですが、既に市民農園にて野菜作りをされている方です。農地バンク制度を活用することで今回利用権設定をしましたが、耕作の様子を見ながら適切でないとは判断した場合は指導やご本人に指摘するというところで行っていくのが農地バンクの制度です。八ツ田のこの場所について何かございますか。          委員 5：確認を取っております。現状は耕運機で起こされて春の準備はされているようです。          会長：新しく農地バンク制度を利用しての利用権設定ですので、気を付けながら見ていこうと思っておりますので、また何か気が付いた点がございましたら教えていただければと思います。よろしいでしょうか。          委員：(意見なし)          会長：こちらの案件については承認とさせていただきます。</p> <p style="text-align: right;">(午後 2 時 2 6 分)</p>
2 番	<p><b>【議案第 3 号 2 番について議案書をもとに説明】新規</b>          会長：高村委員のところへの利用権設定ですが、よろしいでしょうか。          委員：(意見なし)</p>

	<p>会 長：この案件につきましては申請通り承認といたします。 (午後2時28分)</p>
<p>日 程 第 三 報 告 案 件 1 号 2 号 3 号 4 号 5 号 6 号</p>	<p>会 長：報告案件1号から3号までにつきまして何か意見はございますか。 委 員：(意見なし)</p> <p>【報告第4号について事務局より説明】 会 長：この内容について何かご質問ご意見はございますか。 委 員：(意見なし) 会 長：それでは引き続き3月までの活動記録表を事務局まで提出していただきますようお願いいたします。最終的にまとめたものの報告がありますか。 事務局：はいそうします。結果は6月末までに国に報告となりますが、年度内に暫定的な結果を皆さんに報告しておりますので、2月、3月分の活動記録を提出していただいた後、集計でき次第ご報告いたします。</p> <p>【報告第5号について事務局より説明】 委員3：I-2の耕地面積のところですが、果樹園の面積が0㎡となっておりますが、3年のところでは2.2haあると記載されていたのですが、どの段階から0haになったのか教えてください。 事務局：耕地面積については今回の調査は2020年の農林業センサスを利用しております。一年前から2020年を利用しており、その前までは2015年と5年に1回の調査のものになります。1年前に林委員さんからこの件についてもう少し詳細が分からないかとお話がありましたが、主管課である企画政策課にも確認しましたが詳細については確認が取れず解決ができませんでした。ですので、2.2haの差の根拠については提示することが難しいです。 委員3：農家台帳をつけているわけですから、そちらからわからないのかと考えたのですが、難しいということですね。もう1つはIIの課題についてですが、高齢化や後継者不足により、と書かれておりますが、これはどの方々を指しているのでしょうか。農家全体かそれとも認定農業者を指しているのでしょうか。 事務局：高齢化と後継者不足については全体を指しており、農業を担うものが減少しておりというのは、水稻に関しての認定農業者さんは4名しっかりいらっしゃるの減少はしていませんが、全体をみると畑作については耕作できない方が増えてきており、畑作についての認定農業者さんは知立にはおりませんので、農業全体をみた時の意味合いになります。 委員3：課題というのが毎回同じ文言で、もう少し深く切り込んだ課題という形にしないと単に書かれているだけというものになってしまい、特に全体の農業者の話になると必然的に決まりきった話になってしまいます。認定農業者が、いかに集約集積ができるかといった課題を農業委員会の目標とするなら、明記したほうが良いのではないかと思います。次に目標のところですが、令和12年に先程の話ですと国が80%としているから集積率を80%としているとのことですが、7年先という話ですと非常に難しいことにはなると思うのですが、知立市は企業誘致面積や区画整理面積を折り込んであるので、認定農業者の耕作面積が大幅に減ってくる。言い換えると農地面積の分母が減るのかそれともこの集積面積が増えるのか、知立市に当てはめた時に国が申したからではなく、知立市がおかれた現状を踏まえてきちんと計算する必要があるのではないかと思います。いかがですか。私がざっと見る限り、企業誘致や区画整理などの土地を合わせると、ざっと90ha減少する話になると思います。この土地がなくなったとすると集積率は90%を超してきます。一気に農地がなくなるわけではないですから、そのスピードたるものを農業行政を担う課としてはどれくらいのスピードで宅地化が進むのか、企業誘致が進むのかを見定める必要があると思うのですが。</p>

	<p>事務局：基本的に目標年度、集積率に関しては先程国と申し上げましたが、愛知県の基本方針、農業経営基盤の強化の促進に記載されている数値を用いて示すというのが県や農業会議の方針なのですが、それが絶対というわけではなければ先程ご提案いただいたことも検討していきたいですが、逆に目標年度ですが今年度は新規5haにしているので、目標年度について皆さんのご意見があればお聞きしたいです。</p> <p>会 長：林委員がおっしゃったように算出できればベストですが、県に提出することにおいて何か指示がありますか。他市においても農地面積の減少はあるので、今年度に関してはいいけれど。</p> <p>事務局：農地面積の積算ですか。母数が減るといのはわかりますが、それに対する集積がどう変わるかは難しいです。</p> <p>委員3：難しいのはわかります。各参入区画の相対面積はわかるけれど、その中での農地面積というのが不明確です。既存の宅地なり道路なり水路なりがどのくらいあるかが分かれば農地面積が分かってくるのではないのでしょうか。私が算出した90haというのもエリア内にすでに道路や宅地があるというのを踏んでの数値です。もうひとつは宅地化率がどの程度進んでいくのか。この率を算出するのは非常に難しい積算にはなると思いますが、認定農業者も苦しんでいく中、農政部局としては今後どのように進んでいくのかある程度見通しを立てて計画を立てていただきたいと思えます。</p> <p>会 長：これはいつ提出ですか。</p> <p>事務局：本日です。</p> <p>会 長：本年度はこれで行って、一年先この80haという数字を現況に合わせて来年度改めて変更していくのは可能ですか。</p> <p>事務局：おっしゃられるように、農地が減る見込みに対して営農さんがどれだけ耕作をしているかというのは算出できますが、果たしてそこが減少した時に残りの農地で集積としてリカバリーできるかは事務局だけで考えるのは難しいと思えます。</p> <p>会 長：集積率80%というのは、各市に与えられたガイドラインのような数値と理解すればいいですか。</p> <p>事務局：そうです。西三河の集積率は59.9%ですが、全国的には高いほうです。</p> <p>会 長：わかりました。本日皆さんにこの目標に対していただいた案も踏まえて県に提出したいと思えます。</p> <p>【報告第6号について事務局より説明】</p> <p>会 長：この内容について何かご質問ご意見はございますか。</p> <p>委 員：(意見なし)</p> <p>会 長：それでは報告案件について終了いたします。(午後3時20分)</p>
<p>日 程 第 四 そ の 他</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・活動状況報告について</li> <li>・農地法第3条の下限面積の撤廃について</li> <li>・農業委員及び推進委員の公募の結果について</li> </ul>
<p>閉 会 時 間</p>	<p>午後3時30分 閉会宣言(会長) 農業委員会総会を閉会します。</p>